

# 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

八王子市立上川口小学校

## 1 ねらい

- ①児童相互の連帯と協調性を養い、自他を尊重する思いやりや、身の回りの環境を大切にすることを育てる。
- ②集団の一員として、日常の基本的行動様式を守り、実践する態度を育てる。

## 2 本年度の重点目標

- ①集団生活に必要な基本的な生活習慣や社会的ルールを身に付けさせる。
- ②自他の命を大切にできる実践力を育成し、いじめを許さない態度を育てる。
- ③児童理解に基づいた特別支援教育を推進する。

## 3 指導方針

- ①基本的な生活習慣の指導を徹底し、自他のことをよく考えて行動する自主性と社会性を育てる。
- ②児童一人一人を正しく理解し、それぞれの個性の伸長と、集団への適応ができるようにする。
- ③生活指導面の問題などは、常に話題として取り上げ、全職員が共通理解し、組織的に対応する。
- ④金曜日の学校いじめ対策委員会や校内委員会、生活指導全体会等で、いじめなどの児童の問題行動について共通理解し、いじめの早期発見、早期対応、再発防止に組織的に取り組む。
- ⑤地域との連帯を深め、共に協力して、校外生活面での児童の安全教育と健全育成に努める。
- ⑥縦割り班清掃では、高学年がリーダーシップをとり、協力して清掃活動を行う。

## 4 生活指導の体制

### (1) 校内指導

- ①「私たちの一日」及び、基本的な生活習慣の指導の充実・徹底を図る。
- ②月目標（別紙）を設定し、年間を通して生活指導目標の達成を図る。
- ③児童のいじめなどの問題行動については、早期発見・早期指導に努める。
- ④落とし物・忘れ物の処理
- ⑤薬物乱用防止教室を実施する。（6年生対象、「保健」の学習でも取り組む。）
- ⑥「GIGA ワークブックとうきょう」などを活用した年 3 回の情報モラル朝会を設定するなど、情報モラル教育を実施する。
- ⑦月 1 回の避難訓練と関連させて、防災教育を実施する。

## (2) 校外指導

- ①長期休業中の生活指導      ②登下校指導
- ③通学路                              ④交通安全指導

## (3) 特別支援

- ・校内委員会、サポートチーム、ケース会議、生活指導全体会等を通し、特別支援対象児童に対して、特別支援コーディネーターを中心に個別支援計画を立てる。
- ・全教職員で児童の実態を共通理解し、組織的に指導にあたる。

## (4) セーフティー教室

- ①児童の健康と安全、よりよい生活を目指し、セーフティー教室を1年に1回実施する。
- ②セーフティー教室を地域連携の場とし、学校、保護者、地域が協力して児童の安全を確保する。

## (5) 児童・家庭・地域の信頼と安心を得る為の教職員の心得

- ①全職員が児童理解に努め、児童を肯定する言葉かけに努めて、児童の自己肯定感を高める。
- ②児童の問題行動は、担任等が一人で抱え込まずに情報を共有し、組織的に対応をする。
- ③毎月、体罰防止・児童の安全確保セルフチェックを行い、指導を振り返りながら児童の育成を図る。
- ④するどい人権意識をもち、体罰などの不適切な指導をしないように心がける。
- ⑤各学期に児童の実態調査を行い、いじめなどの問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を図る。
- ⑥いじめに関する校内研修を年3回実施して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を組織的に取り組む。

## (6) 学校いじめ対策委員会(いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため)

- ①全教員、特別支援教室専門員、スクールカウンセラーで構成し、毎週金曜日に開催する。
- ②各学期に児童の実態調査の後に、必要に応じて聞き取りを行って児童理解、実態把握をする。
- ③日常的な早期発見のため、いじめの現場を見た、いじめの訴えを聞き取った、いじめの対応をした担任及び専科教員、養護教諭等は、個々に時系列で記録を残し、学校いじめ対策委員会で報告をする。
- ④いじめの認知や対応、改善策について協議する。
- ⑤児童の実態を校内で共通理解して、組織的に対応をする。
- ⑥保護者及び市教委、関係機関と連携して対応する。(窓口は、副校長に一本化する。)

## 5 体罰防止のための取組

- ①教員研修の実施
- ②意識高揚のためのスローガン作成
- ③体罰チェックシートの活用
- ④職場の体制・雰囲気づくり